政　令

刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十七号

刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年十二月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　齋藤　健

刑法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十八号

刑法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十五条第一項第三号、国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一条、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十七条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第一条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項第五号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

（国際受刑者移送法施行令の一部改正）

第二条　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の項中「、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項」を「又は第七十五条第一項」に、「及び前条」を「、第八十三条及び前条第一項」に、「第八十六条第一項及び第二項」を「前条第一項各号」に、「前条第一項第一号又は第二号」を「第八十六条第一項　前条第一項各号　前条第一項第一号又は第二号
同項第一号、第二号、第五号又は第九号　同項第一号又は第二号
第八十六条第二項　前条第一項各号　前条第一項第一号又は第二号」に改める。

（更生保護法施行令の一部改正）

第三条　更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表四の項ハを削る。

（法務省組織令の一部改正）

第四条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号中「受け、」を「受けて」に改め、「確定するまでの者」の下に「及び勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたもの」を加え、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　更生保護法第八十八条の二に規定する刑執行終了者等に対する援助に関すること。

六　更生保護法第八十八条の三に規定する更生保護に関する地域援助に関すること（更生保護振興課の所掌に属するものを除く。）。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

（更生保護法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第三条の規定による改正前の更生保護法施行令第八条の表四の項ハに掲げる記録の保存については、なお従前の例による。

法務大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄